

# はく製の登録申請手続きについて

## 1. 申請をおこなう前に

### 【申請書を作成する前に確認いただくこと】

1. 申請するはく製の種名と本物かどうかの確認
2. 合法的に取得したはく製であることの確認

#### 1-1. はく製の種名を確認してください。

- ・ 種名のわからないはく製は登録することはできません。まずは種名を確認してください。
- ・ 登録申請をすることのできるはく製は本物のみです。
- ・ 偽物を登録した場合は、偽りその他不正の手段による登録として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存法（以下、「法」という）第 57 条の 2 に基づき、登録を受けた者が 5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金、又はこれらの併科を科せられることがあります。
- ・ はく製の種名と本物かどうかは申請者が確認してください。
- ・ まだ登録していない（登録票の無い）はく製の場合、「買い取るのであずかります」「まずは送ってください」と言われて応じると法律違反となります。預けた方、又は送付した方も、法第 12 条第 1 項違反として第 57 条の 2 に基づき、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金、又はこれらの併科を科せられることがありますので、ご注意ください。

#### 1-2. 合法的に取得したものであることを確認してください。

- ・ 登録申請することのできるはく製は、法で規制される日（規制日は種によって異なります。）の前に国内で取得した、又は国内に輸入されたもののみです。
- ・ その事実が確認できないものについては、登録ができません。もし、事実を偽って登録を行った場合には、法第 57 条の 2 に基づき、登録を受けた者が 5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金、又はこれらの併科を科せられることがあります。また、登録を行わずに譲渡し等を行った場合には、譲り渡した方、受け取った方の双方に、法第 12 条第 1 項違反として第 57 条の 2 に基づき、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金、又はこれらの併科を科せられることがありますので、ご注意ください。

## 2. 登録申請書及び必要書類について

ご用意いただく書類等は、下記の5種類です。

- 書類の内容については、本申請をする前に自然環境研究センターの担当者が事前確認をさせていただきますので、申請書類を送付する前に、自然環境研究センターまで

電話でお問い合わせ下さい。

- なお、事前連絡なしで書類を送付された場合は、通常より審査に時間がかかる場合がございます。また、書類の内容によっては返却させていただきます場合もございます。ご了承ください。

**電話番号 03-6659-6018**

(自然環境研究センター 国際希少種管理事業部)

### 2-1. 登録申請書

- 記入方法は「登録申請書の記入例」を参照してください。

### 2-2. 申請するはく製の写真

- 「写真について」を参照し、カラーで鮮明な写真を撮影してください。

### 2-3. 取得経緯の自己申告書

- 申請書類上の「記述すべきこと」を参考に記載をお願いします。
- 必要事項の記述内容が非常に重要です。可能な限り詳細に記述をお願いします。
- 書ききれなかった場合は、書類の裏面に続けて記述してください。

### 2-4. 取得の経緯の裏付けとなる書類

- 法で規制される前に、はく製を取得したことを証明する書類が必要となります。  
例) 取得当時の領収書、販売証明書(取得者の氏名が正しく記載されているもの)  
申請者が自身で輸入した場合は通関書類  
※これらの書類に関しては、まずは探してみてください。  
探してみてもどうしても見つからない場合は、改めて連絡をお願いします。

### 2-5. 本人確認が出来る書類の写し

- 自動車運転免許証、保険証、住民票等、公的機関が発行した申請者の本人確認ができる書類の写し(コピー)。
- 法人の場合は登記簿本の写し。履歴事項全部証明書。